

八戸都市圏交流プラザパンフレット等作成業務委託仕様書

1 総 則

八戸都市圏交流プラザパンフレット等作成業務（以下「業務」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。

2 業務の目的

八戸都市圏交流プラザは、八戸圏域産品の認知度を高め、地場産品の販路拡大を図りながら、継続的に地域を応援してくれる関係人口の形成・増加を目指すとともに、観光誘客、UIJ ターンによる雇用促進や移住・定住等を促進するための首都圏交流拠点として、令和 2 年 9 月、東京日比谷に開業したものである。

本業務では、八戸都市圏交流プラザ及び八戸圏域を PR するための公式パンフレット（日本語版）及びポスターを作成するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 8 月 29 日まで

4 業 務 内 容

本業務において、受託者は次の業務を行うこと。

（1）八戸都市圏交流プラザポスターの作成

- ・作成部数：100 部
- ・サイズ：B2 判
- ・仕様：コート紙 110 kg、4C /0C
- ・デザイン：両者協議の上、決定する。

（2）八戸都市圏交流プラザパンフレット（日本語版）の作成

- ・作成部数：30,000 部
- ・サイズ：仕上がり A5 判（蛇腹折 3 山）
- ・仕様：上質紙 90 kg、両面印刷 4C/4C
- ・デザイン：両者協議の上、決定する。ただし、「8 base」を紹介する内容に加えて、八戸圏域の市町村ごとに、魅力が伝わるコンテンツを盛り込むこと。

(3) 現地写真撮影

ポスター・パンフレットに使用する素材の撮影（東京都内）を現地で行うこととし、そのための撮影費用（2日間）も積算に含めること。

5 留意事項

- ・業務実施にあたり、委託者等と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- ・パンフレットのpdfデータを、web上で掲載できる形で納品すること。なお、本業務で使用した写真、画像等の素材及び成果品については、委託者が無料で二次利用できるものとする。
- ・業務実施に際し必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前の交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は当初の契約金額に含むものとする。なお、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。本著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託料の支払いにより八戸市に移転するものとする。
- ・本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うものとする。
- ・業務実施に関して重大な瑕疵があった場合には、受託者において修正等必要な措置を講じること。
- ・事業実施に際して委託者等の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は業務期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。
- ・検査の結果、仕様書の条項に照らして明白な相違がある場合は、委託者等と協議の上、受託者はその解消を図ることとする。

6 その他

本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。